

利用料金

特別養護老人ホーム

1. 介護サービス費 (1日あたり)

要介護3	要介護4	要介護5
793円	862円	929円

2. 加算等

入居者全員に算定する加算
(1日あたり)

精神科医療養指導加算	5円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円
日常生活継続支援加算Ⅱ	46円
看護体制加算(Ⅰ)	6円
看護体制加算(Ⅱ)	13円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	27円
栄養マネジメント強化加算	11円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%上乗せ
介護職員等特定処遇改善加算	2.7%上乗せ
ベースアップ等支援加算	1.6%上乗せ

3. 居住費・食費

入居者負担段階	対象者	居住費	食費	負担合計
第1段階	市町村民税世帯非課税及び老齢福祉年金を受給している方	820円	300円	1,120円
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入合計と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	390円	1,210円
第3段階	市町村民税世帯非課税であって、第2段階に該当しない方	1,310円	650円	1,960円
第3-1段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入合計と合計所得金額の合計が120万以上の方	1,310円	1,360円	2,670円
第4段階以上	市町村民税課税世帯	2,006円	1,380円	3,386円

※上記の利用者負担段階に該当するためには市町村からの「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

その場合、介護報酬の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。

その場合、介護報酬の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。